

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

#### 化学品の名称：

製品名称：酢酸亜鉛二水和物（国産1級）

製品番号(SDS NO)：D006521-1

#### 供給者情報詳細

供給者：国産化学株式会社

住所：東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署：品質保証部

電話番号：045-328-1715

FAX：045-328-1716

e-mail address：cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先：国産化学株式会社 横浜事業所 神奈川県横浜市西区北幸2-8-29

### 2. 危険有害性の要約

#### 製品のGHS分類、ラベル要素

##### GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口)：区分 4

(注)記載なきGHS分類区分：該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

##### GHSラベル要素



注意喚起語：警告

危険有害性情報

飲み込むと有害

注意書き

安全対策

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。

廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

#### 単一製品・混合物の区別：

化学物質

化学的特定名：酢酸亜鉛(II)二水和物

| 成分名        | 含有量(%) | CAS No.   | 化審法番号 | 化学式                                              |
|------------|--------|-----------|-------|--------------------------------------------------|
| 酢酸亜鉛(二水和物) | 98.0≤  | 5970-45-6 | 2-693 | C <sub>4</sub> H <sub>10</sub> O <sub>6</sub> Zn |

#### 危険有害成分

毒物及び劇物取締法「劇物」該当成分

酢酸亜鉛(二水和物)  
化管法「指定化学物質」該当成分  
酢酸亜鉛(二水和物)

#### 4. 応急措置

##### 応急措置の記述

##### 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

##### 皮膚(又は髪)に付着した場合

多量の水と石鹼で優しく洗う。  
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。

##### 眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。

##### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

##### 応急措置をする者の保護

救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

#### 5. 火災時の措置

##### 消火剤

##### 適切な消火剤

火災の場合は霧状水、粉末を使用すること。

##### 特有の危険有害性

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

##### 消火を行う者への勧告

##### 特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。  
霧状水により容器を冷却する。

##### 消火を行う者の保護

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

#### 6. 漏出時の措置

##### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。  
適切な保護具を着用する。

##### 環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。  
下水、排水中に流してはならない。

##### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

##### 二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

##### 取扱い

##### 技術的対策

（取扱者のばく露防止）

粉じん/ミストの吸入を避けること。

局所排気、全体換気

排気/換気設備を設ける。

注意事項

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置き、日光から遮断すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

ばく露防止

設備対策

排気/換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

衛生対策

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗う。

## 9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状态

形状：結晶又は結晶性粉末

色：無色～白色

臭い：酢酸臭

pH：約5～6

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

初留点/沸点：知見なし

融点/凝固点：237℃

燃焼性(固体、ガス)：知見なし

比重/密度：1.735g/cm<sup>3</sup>

溶解度

水に対する溶解度：水：435 g/liter, 沸騰水：625 g/liter

溶媒に対する溶解度：アルコール：33 g/liter, 沸騰アルコール：1000g/liter。

## 10. 安定性及び反応性

### 反応性

やや風解性がある。

### 化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

### 避けるべき条件

混触危険物質との接触

### 混触危険物質

塩基、強酸化性物質

### 危険有害な分解生成物

亜鉛、亜鉛酸化物

## 11. 有害性情報

### 毒性学的影響に関する情報

#### 急性毒性

##### 急性毒性（経口）

[日本公表根拠データ]

ラットに対する経口投与のLD50=794 mg/kg(EHC 221(2001))に基づいて、区分4とした。

#### 局所効果

##### 皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]

EHC 221(2001)の記述「20%酢酸亜鉛水溶液は軽度の皮膚刺激性(slightly less irritant)を示した。」から、4時間適用試験ではないが、酢酸亜鉛は軽度刺激性を有すると考えられ、区分3とした。

##### 眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]

RTECS(1995)の記述から、中等度の眼刺激性を有すると考えられるが、詳細が不明であるので、「分類できない」とした。

##### 感受性データなし

##### 生殖細胞変異原性データなし

##### 発がん性データなし

##### 催奇形性データなし

##### 生殖毒性データなし

##### 特定標的臓器毒性(単回/反復 ばく露)データなし

##### 吸引性呼吸器有害性データなし

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

#### 水生毒性データなし

#### 残留性・分解性データなし

#### 生体蓄積性データなし

#### 土壌中の移動性データなし

#### オゾン層破壊物質データなし

## 13. 廃棄上の注意

### 廃棄物の処理方法

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

### 汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する事。

#### 14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号に該当しない

#### 15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

毒物及び劇物取締法

劇物(令第2条)

酢酸亜鉛(二水和物)99%(法令番号 1)

労働安全衛生法

有機溶剤等に該当しない製品

労働安全衛生法に該当しない。

化学物質管理促進(PRTR)法

第1種指定化学物質

酢酸亜鉛(二水和物)99%

消防法

届出を要する消防活動阻害物質

危険物の規制に関する政令別表第2: 劇物(届出数量 200kg)

酢酸亜鉛(二水和物)

化審法に該当しない。

大気汚染防止法

有害大気汚染物質(中環審第9次答申)

酢酸亜鉛(二水和物)

水質汚濁防止法

指定物質

酢酸亜鉛(二水和物)

法令番号 54

適用法規情報

下水道法: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

水道法: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法): 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)

#### 16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)

2015 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 (2012年)

JIS Z 7252 (2014年)

2015 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

#### 責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実用性を対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。